

派遣労働専門家による 一派遣労働者2つの「2018年問題」の対応を考える一

派遣労働者労務管理セミナー

平成25年4月1日施行の改正労働契約法により、5年を超える有期労働契約を締結した場合、無期労働契約への転換の申込権が発生することとなり、多くの企業で平成30年4月1日からその対象者が生まれます。一方で、平成27年9月30日施行の改正労働者派遣法では、3年以上同一業務に派遣している労働者について、派遣先事業主による当該派遣労働者の直接雇用や派遣元事業主による無期雇用等の雇用安定措置が義務付けられ、こちらも平成30年9月30日に期限が迫っています。

この2つの法改正により、有期労働契約の多い派遣労働者については、労働契約無期化への切り替えに伴う労働条件の変更、無期化を避けるための雇止めなどにおいてトラブルが多発することが考えられます。そのため、派遣元、派遣先事業主はこうした2つの「2018年問題」に係る法改正部分について理解した上で、トラブルのないよう慎重に労働契約について対処しなければなりません。

そこで、愛知県下各労働基準協会では労働者派遣法、労働契約法の改正内容の詳細の解説、及び改正に伴い予想される労働トラブルを回避するための適正な労務管理について考える「派遣労働者労務管理セミナー」を開催いたします。

労働契約法「2018年問題」

有期労働契約者が平成30年4月以降に無期労働契約転換申込みが可能に



労働者派遣法「2018年問題」

- ① 派遣先事業所単位の期間制限
同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則、3年が限度となる。
- ② 派遣労働者個人単位の期間制限
同一の派遣労働者を、派遣先の事業所の同一の組織単位に対し派遣できる期間は、3年が限度となる。



日時 平成30年7月13日(金) 13時30分～16時30分

講師



「無期転換申込に係る労働契約法と派遣制限期間に係る労働者派遣法の内容について」

一般社団法人 名北労働基準協会 労働相談室長
社会保険労務士 藤原 朋子

【プロフィール】
名北協会主催の社会保険労務士試験受験対策講座（派遣法を含む労働保険一般常識担当）、労働実務専門講座就業管理コース（派遣法等を含む雇用関係法研修担当）、企業出張教育など派遣法を含む講習会やセミナーの講師を数多く行う。また、名北労働基準協会労働相談室長として、各企業の派遣法等に関する問い合わせに対応する労働者派遣法に関する専門家。
なお、社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの社員でもあり、実務の最前線でも活躍中。



「派遣労働者2つの“2018年問題”予想されるトラブルと適正な就業管理について」

西脇法律事務所 所長 弁護士 西脇 明典 氏

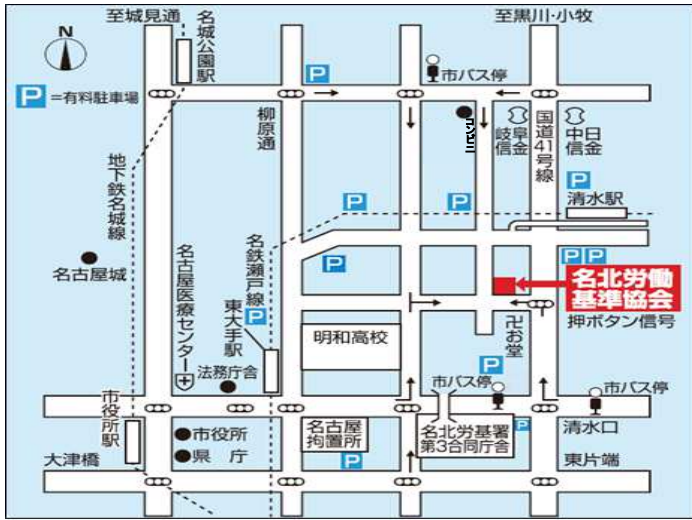
【プロフィール】
中央大学法学部卒。労働訴訟事件、労働審判事件等の労働に関する数々の事件を企業側弁護士として手掛ける。愛知県下各労働基準協会主催の労働トラブル防止総合講座（派遣労働者）等をはじめ派遣労働者をテーマとした数多くの講演を行い好評を得ている。派遣労働者問題に関する当地No.1弁護士。経営法曹会議幹事、元労働局紛争調整委員会あつせん委員、元愛知県産業労働部労働福祉課労働相談員

会場 一般社団法人名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1

対象 経営者、管理者、
労務・安全衛生のご担当者 など **会費** 会員 5,400円
非会員 6,480円(税を含む) **定員** 50名

主催：愛知県下各労働基準協会 **実施機関**：一般社団法人 名北労働基準協会

会場略図



一般社団法人 名北労働基準協会

名古屋市北区清水1-13-1

TEL : 052-961-1666 FAX : 052-962-1670

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩5分

「地下鉄」市役所駅①番出口徒歩12分

「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分

※会場には受講者専用駐車場がありません。
公共交通機関でお越しください。
車にてお越しの場合は、近隣に格安駐車場があります。充分時間を見ていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。
実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。	

派遣労働者労務管理セミナー 申込書

開催日 平成30年7月13日(金)

平成 年 月 日

申込協会	労働基準協会	会員番号①	
事業場名		TEL () -	
		FAX () -	
所在地	事業内容		
	労働者数		名
受講者名	受講番号②	氏名・性別	所属部署・職名
		フリガナ	
		男・女	
		フリガナ	
		男・女	
会費支払時期	月 日 銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名) 様

※ 会員番号①は(一社)名北労働基準協会会員の場合のみ封筒表面の番号をご記入ください。受講番号②ご記入は不要です。

※ この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回申込みいただいたセミナーの参加資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。